

**(公社)埼玉県宅建協会・(公社)全宅保証協会  
「退会届」必要書類一覧**

必要書類		宅建協会退会届 ※ <sub>1</sub>	保証協会廃業／退会／ 事務所廃止届 ※ <sub>2</sub>	行政庁届出済み			保証協会会員之証	レインズ退会届 (加入会員のみ)※ <sub>3</sub>	埼玉県宅建協同組合 脱退届 (加入会員のみ)※ <sub>4</sub>	退会アンケート
				廃業等届出書 写	免許失効証明願 写	変更届出書 写				
知事	廃業	○	○	○	—	—	○	△	△	○
	期間満了	○	○	—	○	—	○	△	△	○
	支店廃止	○	○	—	—	○	○	△	△	○
大臣	埼玉本店	廃業	○	○	○	—	—	○	△	○
	期間満了	○	○	—	—	—	○	△	○	○
	支店廃止	○	○	—	—	○	○	△	○	○
	他県本店	支店廃止	○	本店所属 保証協会へ提出	—	—	○	○	△	○

①退会届等は、正本1部と上記必要書類を、本部事務局もしくは所属支部事務局へご提出下さい。なお、お手数ですが退会に関するアンケートにもご協力をお願いいたします。

②本部事務局へのご提出はメールでも結構です。その場合、必要書類は下記メールアドレスへご送付ください。また、「保証協会会員之証」は別途ご郵送下さい。

※3は加入会員のみ提出が必要となります。加入されているかご不明な場合は048-811-1840  
(宅建協会本部・事業推進課 レインズ担当) へお問合せ下さい。

※4は加入会員のみ提出が必要となります。加入されているかご不明な場合は048-811-1820  
(宅建協会本部内・埼玉県宅建協同組合) へお問合せ下さい。

ご不明な点がございましたらご連絡お願い致します。

## お問い合わせ窓口

### ◆ 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 本部

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 6-15  
 【TEL】048-811-1835 【FAX】048-811-1821 【E-mail】kaiin@takuken.or.jp

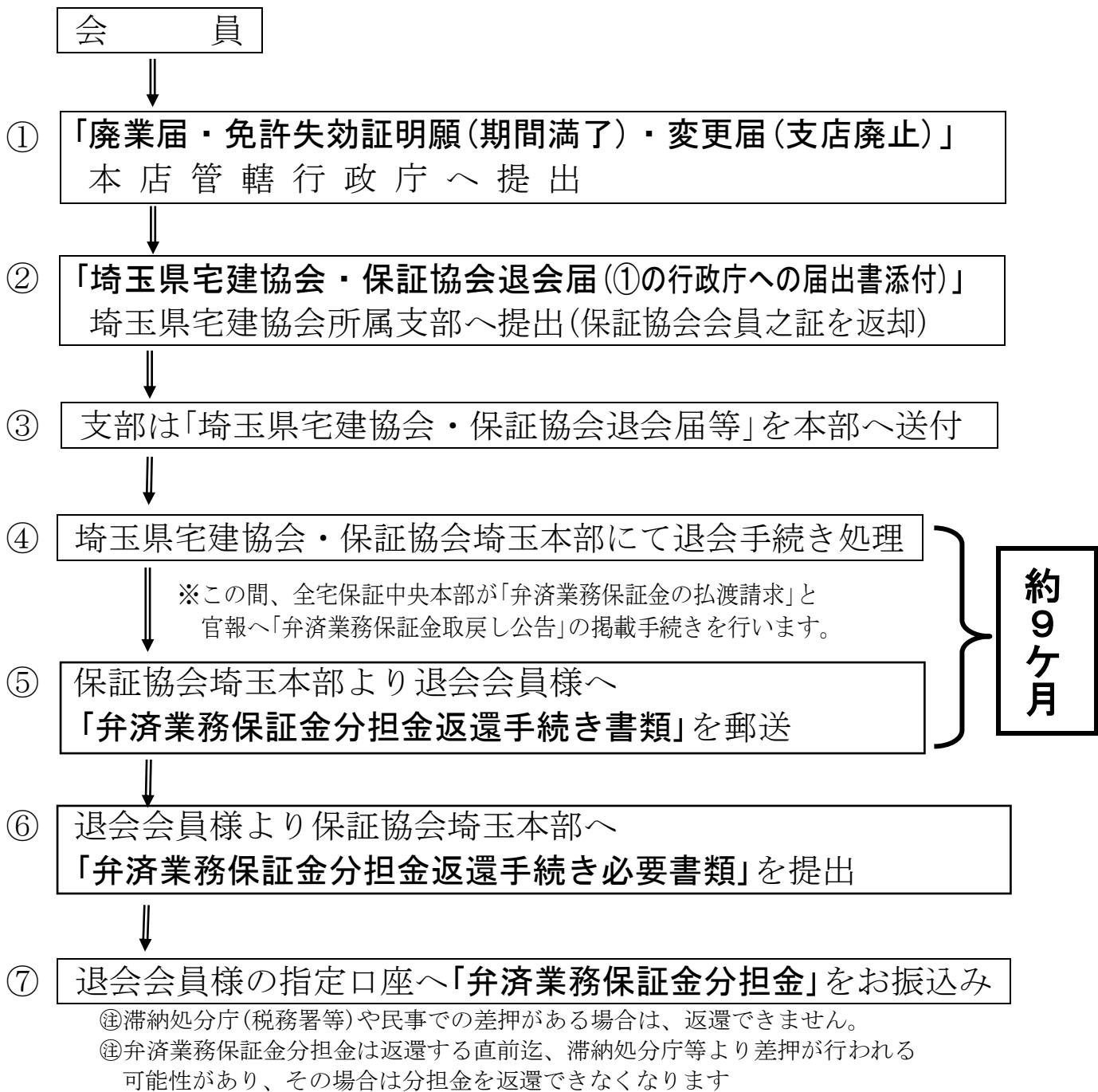
### ◆ 公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 支部 (16支部)

支部管轄区域	支部名称	所在地	連絡先等
川口市(※1)、旧鳩ヶ谷市	かわ 川 口	〒332-0034 川口市並木 2-24-21	TEL 048-255-7711 FAX 048-255-7712
戸田市、蕨市、川口市(※1)	なん 南 彩	〒335-0022 戸田市上戸田 1-14-10	TEL 048-229-4630 FAX 048-229-4631
さいたま市 (浦和区・桜区・南区・緑区・中央区)	さいたま うら 浦 和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6-2-1 井原屋ビル 2F	TEL 048-834-6711 FAX 048-834-6713
さいたま市 (大宮区・北区・西区・見沼区)	おお 大 宮	〒330-0845 さいたま市大宮区仲町 1-104 大宮仲町 AK ビル 9F	TEL 048-643-5051 FAX 048-641-8784
上尾市、桶川市、伊奈町、北本市、 鴻巣市	さい 彩 央	〒362-0017 上尾市二ツ宮 750 上尾商工会議所内	TEL 048-778-3030 FAX 048-778-3031
熊谷市、寄居町、深谷市	さい たま きた 埼 玉 北	〒360-0847 熊谷市籠原南 3-187	TEL 048-533-8933 FAX 048-530-5780
本庄市、上里町、美里町、神川町	ほん 本 庄	〒367-0026 本庄市朝日町 3-1-19	TEL 0495-24-6506 FAX 0495-21-6886
草加市、八潮市、三郷市	さい たま ひがし 埼 玉 東	〒340-0003 草加市稻荷 3-18-2	TEL 048-932-6767 FAX 048-932-6360
越谷市、吉川市、松伏町	こし 越 谷	〒343-0813 越谷市越ヶ谷 2-8-23	TEL 048-964-7611 FAX 048-966-8558
春日部市、さいたま市(岩槻区)、 蓮田市、久喜市、白岡市、幸手市、 宮代町、杉戸町	さい 埼 葛	〒345-0822 南埼玉郡宮代町笠原 2-2-7 ノアコ-ホ 2F	TEL 0480-31-1157 FAX 0480-36-1190
行田市、羽生市、加須市	ほく 北 埼	〒348-0046 羽生市中岩瀬 1059-2	TEL 048-562-5900 FAX 048-560-3443
朝霞市、志木市、新座市、和光市	けん 県 南	〒351-0011 朝霞市本町 1-2-26 WJ・A-1ビル 2F	TEL 048-468-1717 FAX 048-468-1728
富士見市、三芳町、ふじみ野市、 川越市、川島町、鶴ヶ島市、坂戸市、 鳩山町、東松山市、吉見町、嵐山町、 小川町、滑川町、ときがわ町	さいたませい ぶ 埼玉西部	〒350-1123 川越市脇田本町 14-20 遠藤ビル 3F	TEL 049-265-6390 FAX 049-265-6395
所沢市	ところ 所 沢	〒359-1121 所沢市元町 28-17 元町郵便局 2階	TEL 04-2924-6599 FAX 04-2924-6116
飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、 入間市、狭山市	さい 彩 西	〒350-1325 狭山市根岸 1-1-1	TEL 04-2969-6060 FAX 04-2969-6075
秩父市、皆野町、小鹿野町、長瀬町、 横瀬町、東秩父村	ちち 秩 父	〒368-0024 秩父市上宮地町 10-8	TEL 0494-24-1774 FAX 0494-26-7704

※1. 川口市内は共有とする。

## 【廃業届提出から弁済業務保証金分担金返還(振込)までの流れ】

(埼玉県知事、埼玉本店大臣免許の廃業・期間満了・従たる事務所廃止の場合)



### 要注意！【会費について】

当協会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとなっております。

事業年度内に県庁に廃業届を提出された方、および免許の有効期間満了につき更新をしない方は、当該事業年度内（毎年3月31日迄）に宅建協会・保証協会並びに関連団体の退会届等の書類を当協会にご提出ください。

なお、毎年4月1日以降に退会届を提出した場合には、当該事業年度の会費を全額お支払いいただくこととなりますので、ご了承ください。

### 【お問合せ先】

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部

退会・分担金返還担当 048-811-1835